

(案)

令和8年度
採種園整備（伐採・除根・粉砕）業務委託契約書

印紙

- 1 委託業務の名称 令和8年度採種園整備（伐採・除根・破砕）業務
- 2 委託業務の場所 奥州市江刺稲瀬字瀬谷子195-2
岩手県林業技術センター林木育種場 江刺採種園
- 3 履行期間 自 令和8年〇月〇日
至 令和9年3月5日
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年〇月〇日

発注者 岩手県

契約担当者 岩手県林業技術センター所長 田村 聡

受注者 住 所

氏 名

別記

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする作業の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 作業目的を達成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(工程表)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第40条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまでは、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負等の制限）

第5条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の第三者が本業務の入札に参加した者であるときは、前項の規定のほか、その者に対して業務の一部若しくはその従たる部分についても委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（監督職員）

第6条 発注者は、監督職員（主任監督員及び監督員をいう。）を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく業務の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の実施状況の検査又は施工材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

5 発注者は、監督職員と規定する者のうち主任監督員を置かない場合は、監督員がその業務を兼ねることができるものとする。

(現場代理人及び専門技術者)

第7条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専門技術者

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(森林部門に限る。)の登録を受けた者

イ 一般社団法人日本森林技術協会が実施する研修を修了し、林業技士として登録された者

ウ 公益財団法人岩手県林業労働対策基金が実施する研修を修了し、林業作業士としての認定を受けた者

エ 農林水産大臣が実施する林業普及指導員資格試験又は林業専門技術員資格試験に合格した者

オ 岩手県が実施する森林整備技術研修を受講し、修了した者

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務の実施を監督するほか、委託料の変更、委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人において現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、専門技術者は、これを兼ねることができる。

(関係者に関する措置請求)

第8条 発注者は、現場代理人及び専門技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(材料の品質及び検査等)

第 9 条 材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

4 受注者は、現場内に搬入した材料を監督職員の承諾を受けずに現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に現場外に搬出しなければならない。

(支給材料)

第 10 条 発注者が受注者に支給する材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督職員は、支給材料の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。

(用地の確保等)

第 11 条 発注者は、業務に必要な用地その他設計図書において定められた業務の実施上必要な用地（以下「用地等」という。）を受注者が業務の実施上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 12 条 受注者は、業務の内容が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2 監督職員は、業務の内容が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合に

において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、業務の成果物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第13条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件等について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いて、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で事業内容の変更を伴うもの発注者が行う

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で業務内容の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 15 条 用地等の確保ができない等のため若しくは暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより現場に損害を生じ若しくは現場の状態が変動したため、受注者が業務を実施できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 16 条 受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 17 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 16 条の場合にあつては、発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

第 18 条 委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 19 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第20条 業務の検査前に、現場に生じた損害その他業務の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第22条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第22条 業務の検査の前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、現場、仮設物又は現場に搬入済の材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（現場、仮設物又は現場に搬入済の材料若しくは建設機械器具であつて第29条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

い。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 現場に関する損害

損害を受けた目的物に相応する委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 材料に関する損害

損害を受けた材料で通常妥当と認められるものに相応する委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(委託料の変更に代える設計図書の変更)

第 23 条 発注者は、第 10 条、第 12 条から第 15 条まで、第 19 条から第 20 条まで、前条又は 30 条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

第 24 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに手直しして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、手直しの完了を業務の完了とみなす。

(委託料の支払い)

第 25 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 4 項後段の規定により適用される場合を含む。以下

この条において同じ。)の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前金払）

第 26 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払いを受けた後、第 29 条の規定による部分払を請求する以前において、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第 2 項及び前項の規定を準用する。ただし、本項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、第 29 条の規定による部分払を請求することはできない。なお、発注者が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の委託料の 10 分の 4（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済の前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 28 条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第 4 項の規定を準用する。
- 7 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の委託料の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、委託料が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しな

ければならない。

- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第 27 条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済の前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 28 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この業務の現場管理費及び一般管理費等のうちこの業務の実施に要する費用に係る支払に充当することができる。

(部分払)

第 29 条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分並びに現場に搬入済の材料に相応する委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 8 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は現場に搬入済の材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。
この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払を請求できる回数は、委託料に応じ、次の各号に掲げる回数を限度とする。
 - (1) 委託料が1,000万円未満の場合
1回
 - (2) 委託料が1,000万円以上1億円未満の場合
2回
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の委託料相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{委託料})$$
- 8 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第7項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。
(前払金等の不払に対する業務中止)

第30条 受注者は、発注者が第26条、第29条において準用される第25条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第31条 発注者は、引き渡された業務の成果が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第34条又は第34条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎてても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第7条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第31条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して委託料の債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された業務の成果に契約不適合がある場合において、その不適合が業務の成果物を除去した上で再び業務の実施をしなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が

履行をしないでその時期を経過したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料の債権を譲渡したとき。
- (9) 第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時森林整備事業の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合、（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第34条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該排除措置命令が同条第7項の規定により確定したとき。

- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40

年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 35 条 第 33 条各号、第 34 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 36 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 37 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 14 条の規定により設計図書を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 15 条の規定による業務の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 38 条 第 36 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 39 条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 26 条 (債務負担行為に係る契約にあっては、債務負担行為に係る契約の特則 (以下この項において「特則」という。) 第 2 条において準用する場合を含む。) の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額 (第 29 条及び債務負担行為に係る契約にあっては、特則第 3 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額) を、第 43 条第 1 項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合において、当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する委託料から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、

解除が第33条、第34条、第34条の2又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第32条、第36条又は第37条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この業務の成果に契約不適合があるとき。

(3) 第33条又は第34条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第33条又は第34条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から出来形部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第34条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の

違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第41条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第25条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第42条 発注者は、完了した業務の成果に関し、第24条の規定による検査の結果を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、業務の成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された業務の成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、

請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

第 43 条 受注者は、第 34 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を越える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が前 2 項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 44 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 45 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

令和8年度採種園整備（伐採・除根・破碎）業務

委託契約関係書類様式一覧

様式 No.	書 式 名	関係条項
1	工程表	第2条
2	監督職員選任（変更）通知書	第6条
3	現場代理人等通知書（3-1） 現場代理人等変更通知書（3-2） 経歴書（3-3）	第7条
4	材料確認願	第9条
5	業務中止通知書	第15条
6	履行期間延長請求書	第16条
7	委託契約変更協議書	第13条他
8	委託契約変更請書	第14条
9	損害発生通知書	第22条
10	損害状況確認通知書	第22条
11	完了届	第24条
12	完了（中間）検査結果通知書	第24条
13	請求書	第25条他
14	出来形検査請求書 〔出来形報告書、内訳書〕	第29条
15	出来形検査結果通知書	第29条
16	委託契約履行不能届	—
17	委託契約解除通知書	第33条他
18	保険金（保証金）請求書	—
19	業務継続通知書	—
20	保証書に係る領収書	—
21	支給品受領書	第10条
22	業務打合簿	第13条他
23	指示書	第13条他

振興局長 様

受注者
住所
氏名

工 程 表 ()

業 務 の 名 称
業 務 の 場 所
契 約 年 月 日
履 行 期 間

年 月 日
年 月 日から 年 月 日まで

事業区	作業種別	単位	数 量	摘 要 1 日当り作業量	予 定 工 程											
					月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

(注) 1. 本表は、契約締結後 7 日以内に提出すること。
2. 変更の場合は、「工程表 ()」の () 内に「変更」と表示すること。
3. 予定工程は、黒実線をもって表示すること。また、変更契約の工程は、下段に黒点線をもって表示すること。
4. 「摘要」欄には、1 日当たりの作業量を記入すること。

第 号
年 月 日

〔 受注者 〕 様

振興局長 印

監督職員選任（変更）通知書

年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、下記のとおり監督職員を選任（変更）したので、契約書別記第 6 条に基づき通知します。

記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

区 分	職 名	氏 名
主任監督員		
監 督 員		

現場代理人等通知書

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名

年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、契約書別記第 7 条に基づき現場代理人等
等下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

	氏 名	備 考
現 場 代 理 人		
専 門 技 術 者		

現場代理人等変更通知書

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名

年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、現場代理人等を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

		氏 名	備 考
新	現 場 代 理 人		
	専 門 技 術 者		
旧	現 場 代 理 人		
	専 門 技 術 者		
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由 (具体的に記入)			

経 歴 書

現住所

氏 名

生年月日

学 歴（最終学歴）

資 格（法令による免許及び登録番号）

職 歴

（注）

- （１） 雇用期間を明記すること。
- （２） 技術者資格を有することを証する書類の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書、雇用契約書、賃金台帳など雇用状況が分かるもののいずれかの写しを添付すること。

受注者 住所
氏名

[illegible]

第 号
年 月 日

〔 受注者 〕 様

振興局長 印

業務中止通知書

年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、下記のとおり中止するよう、契約書別記第 15 条に基づき通知します。

記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	
中止前履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日

中 止 年 月 日	年 月 日
中止予定期間	日間
中 止 箇 所 の 概 要 等	
中 止 の 理 由	

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名

履行期間延長請求書

年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、契約書別記第 16 条に基づき、下記のとおり履行期間の延長を請求します。

記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
履 行 期 間 延 長 請 求 日 数	日
延 長 請 求 に よ る 完 了 期 限	年 月 日
履 行 期 間 延 長 請 求 理 由	

(注) 1. 天候等の状況が確認できる資料、現場写真及び変更工程表を添付すること。
2. 履行期間延長請求理由欄は詳細に記載すること。

第 号
年 月 日

〔 受注者 〕 様

振興局長 印

委託契約変更協議書

年 月 日付けで締結した契約について、次のとおり契約を変更したいので協議します。
なお、契約を変更することについてご異議がない場合は、委託契約変更請書を 年
月 日までに 振興局長に提出願います。
記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

〔契約変更の内容〕

1. 契約変更による設計内容等
別添変更設計図書及び仕様書のとおり
2. 契約変更による委託料の増減額
増・減 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の増額又は減額 金 円
3. 契約変更による完了期限
年 月 日
4. 契約の保証の取扱い

（注） 1. 〔契約変更の内容〕は、不要の項目を抹消すること。
2. 「契約変更による委託料の増減額」は、増・減のいずれかを○で囲むこと。
3. 「契約の保証の取扱い」は、履行期間の延長変更を行う場合で、契約の保証が金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証であるときは、保証期間が変更後の履行期間を含むように延長変更されるよう記載すること。

【記載例】

- 「契約変更による完了期限を含むように保証期間を延長変更するものとする。」
4. 「委託契約変更請書」の提出期限は、協議開始日から 14 日以内とすること。

第 号
年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名 印

委託契約変更請書

年 月 日付けで協議のあった契約の変更については、次のとおり承諾します。
記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

〔契約変更の内容〕

1. 契約変更による設計内容等
別添変更設計図書及び仕様書のとおり
2. 契約変更による委託料の増減額
増・減 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の増額又は減額 金 円
3. 契約変更による完了期限
年 月 日
4. 契約の保証の取扱い

（注） 1. 〔契約変更の内容〕は、不要の項目を抹消すること。
2. 「契約変更による委託料の増減額」は、増・減のいずれかを○で囲むこと。
3. 「契約の保証の取扱い」は、契約の変更により保証の内容を変更する場合に当該内容を記載するとともに、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約の締結については、保証内容の変更に係る書類を添付すること。

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名

損害発生通知書

年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、年 月 日の〇〇〇〇
により損害が発生したので、契約書別記第 22 条に基づき通知します。
記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

〔損害の状況〕

	名称	種 別	規格・寸法	単位	総数量	出来形数量	被災数量	管理の状況
目的物								
仮設物	被 災 の 内 容							管理の状況
材料	被 災 の 内 容							管理の状況
建設機械器具	被 災 の 内 容							管理の状況

- （注） 1． 損害額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額が委託料の 1/100 を超えると認められる場合に提出すること。
- 2． 出来高を確認できる資料及び被災状況を確認できる写真を添付すること。
- 3． 「材料」及び「建設機械器具」は、現場に搬入済のものであること。

振興局長 印

年 月 日付けで損害発生の通知があった次の業務について、下記のとおり損害状況の確認結果及び損害による費用の負担額を通知します。

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

目的物	名 称	種 別	規格・寸法	単位	総数量	出来形確認数量	被災査定数量	摘 要
仮設物	被災査定内容・数量							摘 要
材料	被災査定内容・数量							摘 要
建設機械器具	被災査定内容・数量							摘 要

負担額の算定	損害の総額		A	
	内訳	損害の額		
		損害の取片付けに要する費用の額		
	保険等により填補される額		B	
	受注者の善良な管理者の注意義務違反による損害額		C	
	損害合計額 (A－B－C)		D	
	委託料の 1／100 の額		E	
	発注者の負担額 (D－E)		F	
	受注者の負担額 (D－F)		G	

完 了 届

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名

年 月 日付けで契約した次の業務は、年 月 日をもって全工程を完了したので、契約書別記第 24 条第 1 項に基づき届出ます。

記

- 1 業 務 の 名 称
- 2 作 業 名
- 3 業 務 の 場 所
- 4 履 行 期 間
- 5 委 託 料

自 年 月 日
至 年 月 日
円

完了（中間）検査結果通知書

受注者	
業務の場所	
業務の名称	
作業名	
委託料	
履行期間	
作業種及び数量	

上記業務は、 年 月 日完了（中間）検査を行ったところ、契約設計
図書及び仕様書のとおり完了したことを確認したので通知します。

年 月 日

検査員
所 属
職・氏名

印

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名
登録番号

請 求 書

次のとおり請求します。

請 求 金 額	円 ()
業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	
委 託 料	円
委 託 料 の 内 訳	10%対象 (税抜金額を記載) 円 消費税 円
取 引 年 月 日	年 月 日

前回までの受領済額の内訳

前金払		第 3 回	
第 1 回		第 4 回	
第 2 回		計	

振込金融機関 名称 口座番号 普通・当座

(注 1) 請求金額欄の () には、請求の別を前金払、部分払又は精算払と表示すること。
(注 2) 取引年月日欄は、精算払の場合に、検査合格年月日を記載すること。

出来形検査請求書

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名

第 年 月 日付けで契約を締結した次の業務について、契約書別記第 29 条に基づき
回出来形部分の検査を請求します。

記

- | | | | | | |
|---|--------|--------|---|---|---|
| 1 | 業務の名称 | | | | |
| 2 | 作 業 名 | | | | |
| 3 | 業務の場所 | | | | |
| 4 | 履行期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 委託料 | | | | 円 |
| 6 | 出来形等内訳 | 別紙のとおり | | | |

(注) 1. 本書は、部分払請求に係る出来形部分等の確認を請求する場合に使用すること。
2. 別紙「別紙(1)出来形報告書」及び「別紙(2)事業出来形内訳書」を添付すること。

別紙(1)

出来形報告書 (既済部分検査用)

年 月 日

作業種	種 別	規 格	単 位	契 約 高 数 量 ①	監 督 職 員 指 示 で の 変 更 数 量	計 数 量	出 来 形		事 業 費 構 成 書 の 比 率 ④	出 来 形 率 ⑤ = ③ × ④	摘 要
							数 量 ②	進 捗 率 ③ = ② / ① × 100			

注：1. 出来形率（%）は、少数1位とする。（2位以下は切り捨てとする。）
2. 既済部分請求時には、必要に応じて出来形等の内訳書を添付するものとする。

別紙(2)

第 号

内訳書

名 称	規 格	単位	契約高数量又は応札計数量	監督職員の指示による数量	計数量	出 来 形		内訳における構成比率 ②	出来形報告書における進捗率 ①+②	摘 要
						数 量	進捗率①			
							%		%	

注：１．内訳書における構成比率は、内訳書の各名称毎の金額比率から算出し、少数３桁目以下は切り捨てる。

２．出来形報告書における進捗率は、構成比率に出来形進捗率を乗じ、少数２桁目以下は切り捨てる。

第 号
年 月 日

〔 受注者 〕 様

振興局長 印

出来形検査結果通知書

年 月 日付けで請求のあった出来形の確認について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

委 託 料	円
委 託 料 相 当 額 (出 来 形 金 額)	円 (出来形率 %)
委託料相当額 × 9 / 10	円
前 払 金 額	円
部 分 払 済 額	円
今回支払限度額	円 (算定方法は、契約書別記 29 条第 7 項による)

(注) 出来形検査請求書の別紙「出来形報告書」の写しを添付すること。

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名

委託契約履行不能届

下記業務について、〇〇〇〇〇〇〇のため完了する見込みがなくなりましたので届出ます。

記

- 1 業 務 の 名 称
- 2 作 業 名
- 3 業 務 の 場 所
- 4 契約年月日
- 5 履 行 期 間

自 年 月 日
至 年 月 日
- 6 委 託 料

円

第 号
年 月 日

〔 受注者 〕 様

振興局長 印

委託契約解除通知書

年 月 日付けで締結した下記業務に係る契約について、契約書別記第 33 条第 1 項第 ○○号の規定により契約を解除します。

なお、契約解除に伴う出来形部分の検査を 年 月 日に行います。
記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	
委 託 料	円
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

契約解除年月日	年 月 日
---------	-------

第 号
年 月 日

〔 金融機関等又は保険会社 〕 様

振興局長 印

保険金（保証金）請求書

受注者〇〇〇〇と締結した契約（業務の名称：〇〇〇〇〇）を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。

なお、支払方法については、別途納入通知票を送付しますので、それに従ってください。

記

請求金額

円

〔 証券番号 〕

- （注）
1. 契約解除通知書の写しを添付すること。
 2. 請求金額の欄には、違約金の金額（保証（保険）金の金額が違約金の金額未満の場合は保証（保険）金の金額）を記入すること。
 3. 証券番号は、証券番号がある場合のみ記載すること。
 4. 別途調定手続きを行い、納入通知票を金融機関等又は保険会社あて送付すること。

年 月 日

振興局長 様

受注者相続人 住所
氏名 印

業務継続通知書

年 月 日付けで岩手県と受注者〇〇〇〇との間で契約が締結された下記業務について、年 月 日に受注者が死亡したため、相続人である私が契約上の権利義務の一切を承継し業務を継続するので通知します。

記

業 務 の 名 称		
作 業 名		
業 務 の 場 所		
委 託 料	円	
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
承 継 年 月 日	年 月 日	
指名競争入札 参 加 資 格	な し (変更申請中)	年 月 日 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書記載 事項変更届提出

(注) 戸 (除) 籍謄本及び同意書 (他に相続人がある場合) を添付すること。

年 月 日

相続人 住所
氏名 印

同 意 書

〇〇〇〇〇が死亡前に岩手県との間で締結していた下記業務の契約により生ずる権利義務の一切を、
相続人〇〇〇〇〇が承継することについて異議がありません。

記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	
委 託 料	円
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

保証書に係る領収書

年 月 日

振興局長 様

受注者 住所
氏名

下記事業に係る保証書を受領したので、金融機関等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等について一切の責任を負うことを約します。

記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日

支 給 品 受 領 書

年 月 日

振興局長 様

受 注 者 住所
氏名
現場代理人 氏名

年 月 日で締結した次の業務の契約に基づく下記物品を受領しました。
記

業 務 の 名 称	
作 業 名	
業 務 の 場 所	

品 名	規 格	単位	数 量	備 考

（注） 部品がある場合は備考欄に部品名（ボルト等）を記入する。

業務打合簿

発議者		☐ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾願 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他 ()		
業務の名称				
項目				
(内容)				
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 年 月 日		
	受注者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 年 月 日		

振興局 部		
課 長	主任監督員	監 督 員

受注者	
現場代理人	専門技術者

(2部提出)

No. _____ 指 示 書	
業 務 の 名 称	
現 場 名	
(指示事項)	
指示年月日	年 月 日
指 示 者	発注者 職 氏 名 印
受 領 者	指示どおり施行します。 受注者 氏 名 印